



各報道機関 様

KJ00617070

2026年3月4日

発信課	土木部公園みどり課
担当者	矢吹 健一
連絡先	電 話 25-9705
	FAX 24-7010
	E-mail kouenmidori@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [O] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	令和8年3月4日 ~ 令和8年3月23日
発表項目 (行事名)	花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物掲出業務の公募について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	受付期間 令和8年3月4日(水)から令和8年3月11日(水)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く) 午前8時45分から午後5時15分まで 受付場所 旭川市土木部公園みどり課 (旭川市7条通10丁目 第二庁舎4階) 電話0166-25-9705
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道(取材)に当 たってのお願い	取材を希望される場合は事前にご連絡ください。
備 考	

公募型指名競争入札について

旭川市土木部が所管する業務委託に係る公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者を次のとおり公募する。

令和8年3月4日

旭川市長 今津寛介



1 競争入札に付する業務の内容

- (1) 業務名 花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物掲出業務
- (2) 履行箇所 花咲スポーツ公園硬式野球場（スタルヒン球場）旭川市花咲町2丁目
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行方式 単体
- (5) 業務概要 花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物掲出業務仕様書のとおり
- (6) 設計金額 広告枠1枠につき年170,000円以上
旭川市都市公園条例第18条別表（2）により定めた公園使用料（広告物掲出料）

2 応募者に必要な要件

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格者名簿において、取扱品目「広告代理」（3201）、「印刷物制作（企画、編集、制作、デザイン等）複写業務」（3211）及び営業種目「看板・展示品」（1870）の入札参加資格を有している者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

3 仕様書の閲覧

本業務に係る仕様書は次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧場所 旭川市土木部公園みどり課（旭川市7条通10丁目 第二庁舎4階）
- (2) 閲覧期間 令和8年3月4日（水）から令和8年3月23日（月）まで（旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

4 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申請書

(2) 申請書等の配布及び受付期間

令和8年3月4日（水）から令和8年3月11日（水）まで（休日を除く。）の午前8時45分から午後5時15分まで。

(3) 申請書等の配布及び受付場所

3 (1) において無償で配布するほか、次のアドレスの旭川市土木部公園みどり課ホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10015/d079106.html>

(4) 提出方法

持参すること。(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)

5 入札参加者の指名

令和8年3月16日(月)までに書面により通知する。

選考されなかった者は、令和8年3月18日(水)までに市長に対し、書面により指名選考されなかった理由について、その説明を求めることができる。この場合において、市長は令和8年3月23日(月)までに指名選考しなかった理由について、書面により説明する。

6 入札方法

(1) この公募型指名競争入札の入札は、郵送によること(持参又はファクシミリによる入札は認めない。)

(2) 入札回数は1回とする。

7 入札書等の郵送方法等

(1) 入札書等の郵送方法

入札書を封筒に入れ、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。

(2) 入札書等の送付先

3 (1) に同じ。

(3) 入札書等の配達指定日

入札参加者に書面により、通知する。

8 開札

(1) 開札の日時及び場所

入札参加者に書面により、通知する。

(2) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとする。

なお、入札結果は、落札決定後、落札者に通知するとともに、旭川市土木部公園みどり課のホームページにおいて速やかに公表する。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/574/70000000/70200000/p004705.html>

(3) 開札の傍聴

入札参加者は、開札を傍聴することができるので、開札当日、開札時刻の10分前までに3 (1) まで申し込むこと。

9 支払条件

納入額は、旭川市が指定する期日までに旭川市が発行する納入通知書により納入する。公園使用料(広告物掲出料)は掲出枠数×1枠当たりの契約金額とする。

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

免除する。

12 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該業務の入札を延期又は中止することがある。

13 入札の無効

公告した応募者に必要な要件を満たしていない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、旭川市委託契約等競争入札心得等において示した入札に関する条件に違反した入札及び設計金額未満の入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

14 その他

入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市委託契約等競争入札心得その他関係法令を遵守すること。

仕様書

1 業務名 花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物掲出業務

2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 広告物掲出施設の概要について

- (1) 施設名称及び所在地 花咲スポーツ公園硬式野球場（スタルヒン球場） 旭川市花咲町2丁目
- (2) 設置主旨 来場者向けの企業・団体広告バナーの設置
- (3) 施設開設期間 夏期 4月20日から10月20日(午前6時00分から午後9時00分)
冬期 12月下旬～2月末までちびっこスキー場開設(積雪状況による)
- (4) 利用者数 令和7年度年間(4月～翌3月)来場者数見込60,000人
夏期45,000人(小中野球大会/高野連道北大会/合宿・野球教室等)
冬期15,000人

4 掲出広告物の内容について

- (1) 掲出期間 令和8年4月20日から令和9年3月31日まで
※公園使用許可期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

- (2) 広告物掲出位置 花咲スポーツ公園硬式野球場内フェンス
ア 花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物掲出箇所



イ 花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物規格

図面 番号	掲出エリア	掲出箇所	箇所 番号	寸法(m)		掲出状況
				縦	横	
①	バックネット	下段	B左	0.70	1.44	
	バックネット	下段	B中	0.72	1.44	
	バックネット	下段	B右	0.72	1.44	
	バックネット	上段	A	0.45	2.70	R 8 継続予定
②	ダッグアウト前	防球ネット 1 塁側	B左	0.48	3.54	
	ダッグアウト前	防球ネット 1 塁側	B右	0.48	3.54	
	ダッグアウト前	防球ネット 3 塁側	B左	0.48	3.54	
	ダッグアウト前	防球ネット 3 塁側	B右	0.48	3.54	
	ダッグアウト上	ラバー面箇所 1 塁側	A左	0.60	2.10	R 8 継続予定
	ダッグアウト上	ラバー面箇所 1 塁側	A中	0.60	2.10	R 8 継続予定
	ダッグアウト上	ラバー面箇所 1 塁側	A右	0.60	2.10	R 8 継続予定
	ダッグアウト上	ラバー面箇所 3 塁側	A左	0.60	2.10	R 8 継続予定
	ダッグアウト上	ラバー面箇所 3 塁側	A中	0.60	2.10	R 8 継続予定
ダッグアウト上	ラバー面箇所 3 塁側	A右	0.60	2.10	R 8 継続予定	
③	内野フェンス	レフト側	(1)	2.40	10.00	
	内野フェンス	レフト側	(2)	2.40	10.00	R 8 継続予定
	内野フェンス	レフト側	(3)	2.40	10.00	R 8 継続予定
	内野フェンス	レフト側	(4)	2.40	10.00	R 8 継続予定
	内野フェンス	ライト側	(5)	2.40	10.00	
	内野フェンス	ライト側	(6)	2.40	10.00	R 8 継続予定
	内野フェンス	ライト側	(7)	2.40	10.00	R 8 継続予定
	内野フェンス	ライト側	(8)	2.40	10.00	
④	外野フェンス	レフト側	(1)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(2)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(3)	0.95	5.00	R 8 継続予定
	外野フェンス	レフト側	(4)	0.95	5.00	R 8 継続予定
	外野フェンス	レフト側	(5)	0.95	5.00	R 8 継続予定
	外野フェンス	レフト側	(6)	0.95	5.00	R 8 継続予定
	外野フェンス	レフト側	(7)	0.95	5.00	R 8 継続予定
	外野フェンス	ライト側	(8)	0.95	5.00	R 8 継続予定
	外野フェンス	ライト側	(9)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(10)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(11)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(12)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(13)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(14)	0.95	5.00	
全掲出枠				36枠		18枠

(3) 広告物掲出条件

- ア 広告物掲出及び撤去時に球場内芝生、クレー、フェンスを汚損破損しないこと。
- イ 旭川市都市公園条例及び旭川市都市公園広告物掲出取扱要綱を遵守すること。

(4) 広告物の仕様

ア 広告物の規格は以下の①～③を遵守しつつ、「(2) ーイー花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物規格」に準拠すること。

- ①掲出期間中に広告物が劣化しない素材。
- ②掲出箇所の汚損、壁材剥離が生じない素材。
- ③フェンス緩衝度の低下、照明・日光の反射等、競技の支障にならない素材。

イ 色合いについては設置場所付近の環境を考慮すること。

ウ 広告物の枠の角が鋭利にならないように加工すること。

エ 各広告物枠の掲載範囲は「(2) ーイー花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物規格」で示す寸法及び面積の範囲内とする。

オ 広告物のデザイン作成、設置、撤去、補修等、掲出作業に関する経費は、全て業務受託者（以下、「受託者」という。）が負担する。

※受託者が広告主から徴収する上記経費（公園使用料（広告物掲出料）を除く。）については、受託者の裁量において決定してください。

5 既存掲出広告物について

「(2) ーイー花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物規格」の表中「掲出状況」欄に「R8継続予定」と記載されている18枠の掲出箇所については、令和7年度に意向調査を行い、掲出継続の意向を示している。もしくは、条件によっては掲出の継続を検討すると回答していることから、受託者は現広告主と掲出に関する協議を行うこと。継続を希望しない場合は、撤去後（負担は現広告主）、受託者が改めて広告主を募集すること。

現広告主の名前、連絡先については、本業務契約締結時に市が受託者に対して、情報提供します。

6 広告物掲出見本の提出及び広告物掲出作業の申請

- (1) 広告主から申込みがあった場合、受託者は、「別紙様式第1号：広告物内容審査申請書」を市に提出し内容審査を受けること。
- (2) 掲出希望日の設定は、内容審査の期間(1週間程度)及び公園利用申請に要する期間(1週間程度)に留意すること。
- (3) 受託者は、「別紙様式第2号：広告物内容審査結果通知書」により、掲出の承認を得た広告物について、市と協議の上、掲出作業の日時を確定させ、「公園使用行為許可申請書」及び「広告物掲出表」を掲出作業開始予定日の5日前までに提出すること。

7 公園使用料（広告物掲出料）の納入方法

- (1) 受託者は、「別紙様式第3号：広告物掲出料請求書」に基づき、当該年度分の公園使用料（広告物掲出料）を「別紙様式第2号」に記載された「掲出完了月日」の翌月15日までに市が発行する納入通知書により一括して納入すること。
- (2) 公園使用料（広告物掲出料）は掲出枠数×1枠当たりの契約金額とする。
- (3) 「掲出完了日」までに広告物の掲出が完了していない場合も、公園使用料（広告物掲出料）を納入しなければならない。
- (4) 既納の公園使用料（広告物掲出料）の返還は行わない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告物の掲出ができなかったときは、その全部又は一部を返還するものとする。

8 その他及び再掲

- (1) 受託者は、広告主の募集・決定、広告物のデザイン・作成・掲出、その他必要な広告主との調整・協議など広告物掲出に係る一連の業務を行います。
- (2) 受託者は、令和8年4月20日に広告物掲出を行うため、履行期間前に既存広告主及び新規広告主と広告物掲出に係る協議を行うことはできますが、協議の相手方、協議日時、協議結果について、速やかに市に報告すること。
- (3) 広告物掲出箇所は、既存の広告主を優先すること。また、新規広告物掲出箇所の希望が重複した場合は、受託者が調整すること。
- (4) 広告物の内容等に疑義が生じた場合には、市と協議すること。
- (5) 受託者は、広告物の掲出に係る作業日・箇所・企業・枠数・意匠等をまとめた広告掲出実績報告書を当該年度の10月31日までに提出すること。
- (6) 受託者は、当該年度の12月末日までに広告主に次年度以降の掲出継続について意向確認を行いその結果を市に報告すること。
- (7) 広告物掲出期間中における広告物の維持管理、掲出期間終了時における広告物の撤去等については受託者の責任において行うこと。
- (8) 受託者は、この業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (9) 受託者は、この業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、市及び受託者双方が協議の上、決定する。

旭川市市長 今津 寛介 殿

花咲スポーツ公園施設硬式野球場広告物掲出内容審査に関するご依頼

旭川市花咲スポーツ公園施設硬式野球場（旭川スタルヒン球場）への屋外広告物の掲出に係り、
下記内容にて掲出内容の審査をご依頼申し上げます。

記

		No.
広告物掲出箇所・枠数		
広告物掲出者名		
広告物面積		
広告物規格	例：木枠・アルミ複合板・企業ロゴインクジェット印刷	
掲出希望日	令和 年 月 日（ ）まで	
広告物掲出意匠	デザイン 掲出イメージ	

担当者【 】
住 所：
連絡先：

【別紙様式第1号記載例】

令和8年〇月〇日

旭川市市長 今津 寛介 殿

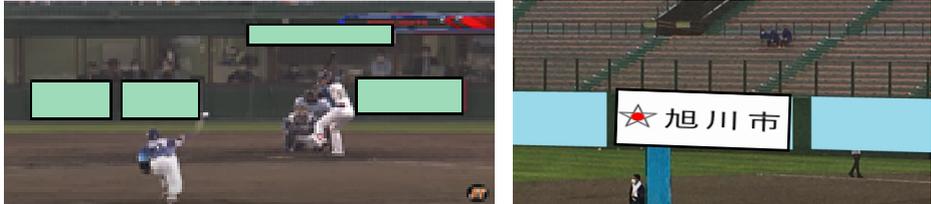
” 受 託 者 名 ”

” 代 表 者 名 ”

花咲スポーツ公園施設硬式野球場広告物掲出内容審査に関するご依頼

旭川市花咲スポーツ公園施設硬式野球場（旭川スタルヒン球場）への屋外広告物の掲出に係り、下記内容にて掲出内容の審査をご依頼申し上げます。

記

		No. 1
広告物掲出箇所・枠数	掲出予定箇所①－バグネット（下段）－B左 1 枠 掲出予定箇所③－内野フェンスレフト側－(4) 1 枠	合計 2 枠
広告物掲出者名	株式会社〇〇又は／△法人□□ 住所：〒000-0000 〇市〇町〇条〇丁目 電話：0000-00-0000 HP：http://www.aaaaaaa 業種：〇〇	
広告物面積	①H0. 7m×W1. 44m×1（規定面積の範囲内） ③H2. 4m×W10. 0m×1（規定面積の範囲内）	
広告物規格	①木枠・アルミ複合板／・企業ロゴインクジェット印刷 ③ペンキ塗（塗料の仕様を記載ください）	
掲出希望日	令和8年〇月〇日（ ）	
広告物掲出意匠	デザイン  掲出イメージ 	

担当者【〇〇】

住 所：旭川市〇条〇丁目〇番〇号

連絡先：0000-00-0000

別紙様式第3号

旭公み第 号

令和 年 月 日

” 受 託 者 名 ”

” 代 表 者 名 ”

旭川市長 今 津 寛 介

(土木部公園みどり課担当)

花咲スポーツ公園硬式野球場への広告物の掲出料の請求について

令和 年 月 日付け旭公み第 号で承認した花咲スポーツ公園硬式野球場への広告物の掲出に係る掲出料は次のとおりとなりますので、同封の納付書にて令和 年 月 15日までに納付してください。

掲出枠数 枠 広告物掲出料 円

(連絡先)

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎4階

旭川市土木部公園みどり課管理緑化係

電話：0166-25-9705 (直通)

使用行為許可
公園 占 用 許 可 申 請 書
使 用 料 (後 納)

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

〒 - 年 月 日

申請者

住所
団体名
代表者
氏名
職業
電話 () - 番

次のとおり申請します。

1 公園(使用行為・占用)許可申請

使用(占用)目的 旭川市都市公園への広告物の掲出 のため
公園名 花咲スポーツ 公園 硬式野球場
使用期間 年 月 日から 年 3 月 31 日まで 1 年間
使用面積 旭川市都市公園広告物掲出取扱要綱第2条及び別紙掲出表のとおり
占用期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
占用物件の種類・構造・数量・面積
種類 構造
数量 面積 m²
占用物件の管理運営方法 申請者が管理運営 その他 () が管理運営
占用物件の設置工事の期間・実施方法
期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
実施方法 申請者が実施 その他 ()
添付書類 設計書 ・ 仕様書 ・ 図面
入場料徴収の有無 有 円 ・ 無
備考
○広告掲出に当たっては旭川市都市公園広告物掲出取扱要綱を遵守する。
○広告掲載内容については別紙広告物掲出表のとおり
○掲出作業開始日時: 令和 年 月 日
○掲出作業完了日時: 令和 年 月 日

2 公園使用料(後納・分割・減免)申請

後納・分割の理由 広告物の掲出が取り消される場合もあるため。
減額(免除)の理由

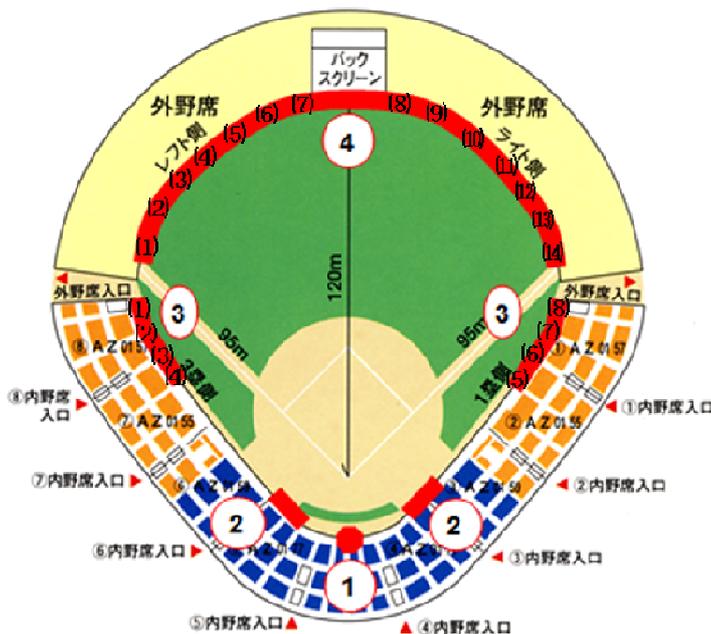
注 1 使用行為の内容については上記「使用行為」欄に、占用の内容については上記「占用」欄に記入して下さい。
2 当該公園における行為又は占用の場所を示す位置図を添付して下さい。

上記の申請について、別紙のとおり許可・承認してよろしいか。 なお、減免基準は次の規定による。

旭川市都市公園使用許可に係る事務取扱基準[別表の公園使用料等減免基準()]

決 裁	課長	主幹	補佐	係長	主査	係	公印	決裁月日	年 月 日
								施行月日	年 月 日
									旭公み指令第

図面 番号	掲出エリア	掲出箇所	箇所 番号	寸法(m)		掲出者 ※既掲出箇所は○を記載
				縦	横	
①	バックネット	下段	B左	0.70	1.44	
	バックネット	下段	B中	0.72	1.44	
	バックネット	下段	B右	0.72	1.44	
	バックネット	上段	A	0.45	2.70	
②	ダッグアウト前	防球ネット1 塁側	B左	0.48	3.54	
	ダッグアウト前	防球ネット1 塁側	B右	0.48	3.54	
	ダッグアウト前	防球ネット3 塁側	B左	0.48	3.54	
	ダッグアウト前	防球ネット3 塁側	B右	0.48	3.54	
	ダッグアウト上	ラバー面箇所1 塁側	A左	0.60	2.10	
	ダッグアウト上	ラバー面箇所1 塁側	A中	0.60	2.10	
	ダッグアウト上	ラバー面箇所1 塁側	A右	0.60	2.10	
	ダッグアウト上	ラバー面箇所3 塁側	A左	0.60	2.10	
	ダッグアウト上	ラバー面箇所3 塁側	A中	0.60	2.10	
	ダッグアウト上	ラバー面箇所3 塁側	A右	0.60	2.10	
③	内野フェンス	レフト側	(1)	2.40	10.00	
	内野フェンス	レフト側	(2)	2.40	10.00	
	内野フェンス	レフト側	(3)	2.40	10.00	
	内野フェンス	レフト側	(4)	2.40	10.00	
	内野フェンス	ライト側	(5)	2.40	10.00	
	内野フェンス	ライト側	(6)	2.40	10.00	
	内野フェンス	ライト側	(7)	2.40	10.00	
	内野フェンス	ライト側	(8)	2.40	10.00	
④	外野フェンス	レフト側	(1)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(2)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(3)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(4)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(5)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(6)	0.95	5.00	
	外野フェンス	レフト側	(7)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(8)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(9)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(10)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(11)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(12)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(13)	0.95	5.00	
	外野フェンス	ライト側	(14)	0.95	5.00	
全掲出枠				36枠		残 枠



※掲出場所を○で囲ってください

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者

住所

商号又は名称

代表者氏名

(F A X)

令和8年3月4日付けで公示のありました、次の業務に係る公募型指名競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の全ての要件を満たしていること並びに本申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

業務名 花咲スポーツ公園硬式野球場屋外広告物掲出業務

旭川市都市公園広告物掲出取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市都市公園条例施行規則（昭和33年旭川市規則第9号。）第13条の規定に基づき、花咲スポーツ公園への広告物掲出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告物の掲出対象)

第2条 広告物を掲出できる花咲スポーツ公園の施設は、硬式野球場とし、掲出できる箇所は次のとおりとする。

- (1) バックネット
- (2) ダッグアウト
- (3) 内野フェンス
- (4) 外野フェンス
- (5) その他市長が認めた箇所

(広告物の掲出基準)

第3条 掲出できる広告物は、市の品位及び公共性、公益性を損なうおそれのないもの並びに市民に不利益を及ぼさないものであって、かつ、次に掲げる項目のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、その他関係法令等の規定に反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 個人又は団体の意見広告に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (7) 商品先物取引に関するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲出物等の目的、対象、性質、形状等を勘案し、掲出することが適当でないことを認めたもの

(広告物掲出者の募集方法)

第4条 広告物の掲出者（以下「広告主」という。）の募集方法は、次の各号のいずれかによる方法のうちから、選択又は組み合わせて行うものとする。

- (1) 市の広報誌、ホームページ等により公募する方法
 - (2) 広告代理業を営む者等に、掲出を希望する者の募集を委託する方法
- 2 前項の規定にかかわらず、地域経済の活性化が見込める等、本市にとって有益であると市長が認める場合については、特定の者を広告主とすることができる。

(広告主の決定)

第5条 前条第1項の規定により募集したときは、入札により広告主を決定するものとする。

(申請)

第6条 広告主と決定された者は、旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づく申請書を提出しなければならない。

(広告物の掲出期間)

第7条 広告物の掲出期間は、掲出の許可があった日からその日の属する年度末までとする。ただし、市長が認めたときは広告物の掲出期間を更新することができる。

(審査委員会)

第8条 広告物の掲出の適正な運営を図るため、土木部内に広告物掲出審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 土木部長
- (2) 土木総務課長
- (3) 土木管理課長
- (4) 土木建設課長
- (5) 公園みどり課長

3 委員会に委員長を置き、委員長は土木部長をもって充てる。委員長は、会議を招集し、これを総理する。ただし、委員長の判断により、会議の招集に代え書面で委員の意思を徴し、これを決することができる。委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。

4 委員会は次の事項に関することを審議する。

- (1) 広告主の募集方法及びその選定
- (2) 広告物の掲出の可否
- (3) 入札によらない場合の広告物の使用料（以下「広告料」という。）
- (4) 広告物の掲出期間の更新の可否
- (5) その他、広告物の掲出に関する重要な事項

5 委員長は、委員会の議事に必要な説明又は意見を求めるため、関係職員を説明員として会議に出席させることができる。

6 委員会の庶務は、公園みどり課で行うものとする。

(広告料の納付)

第9条 広告主は、掲出決定後、市長の指定する期日までに広告料を一括して前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

2 広告料は、条例第20条の規定による減免を適用しないものとする。

3 条例別表(2)に規定する掲出される広告物の使用料は、入札又は委員会により決定された広告料とする。

(広告物の変更)

第10条 広告物の掲出者が広告物を変更しようとするときは、あらかじめ条例第3条第3項の規定に基づき申請書及び関係書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(広告物の掲出取消)

第11条 市長は、次の各号に該当するときは、広告物の掲出の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 掲出の決定後、第3条各号の規定に該当したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により広告物の掲出の決定を受けたとき
- (4) 条例第3条第5項の規定により付した条件に従わないとき
- (5) 広告主から、広告物の掲出の辞退の申し出があったとき

(6) その他、市長が広告物の掲出に支障があると認めたとき

(広告料の返還)

第12条 既納の広告料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告物の掲出ができなかったときは、その全部又は一部を返還するものとする。

(費用負担)

第13条 広告物の掲出、維持及び撤去に係る一切の費用は、広告主の負担とする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、掲出された広告物に関する一切の責務を負うものとする。

2 広告主は、広告物の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告物の内容等に関する財産権の全てにつき権利得喪に係る処理が完了していることを市に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告物により損害を被ったという請求がなされたときは、広告主の責任において解決するものとする。

(免責)

第15条 第11条の規定による広告物の掲出の取消、又は事故、天災事変等の不可抗力、その他市の責めによらない原因により広告主が受けた損害について、市はその責めを負わない。

(原状回復)

第16条 広告主は、広告物の掲出期間が満了したとき及び第11条の規定により広告物の掲出を取り消されたときは、自らの責任において直ちに広告物を撤去し、原状に復さなければならない。ただし、広告物の掲出期間が満了し、その期間が更新されたときは、この限りではない。

2 広告主が広告物の撤去及び原状回復をしないときは、市長がこれを撤去し原状に復すことができる。この場合において、費用が発生した場合は広告物の掲出者に請求することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

旭川市委託契約等競争入札心得

(総則)

第1条 旭川市の発注に係る委託契約（測量並びに工事に係る調査及び設計の委託契約を除く。）及び賃貸借契約の一般競争及び指名競争による入札に当たっては、別に定めるもののほか、この心得を承知してください。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった契約金額（長期継続契約にあつては、当該見積もった契約金額を1年間当たりの額に換算した額）の100分の3以上に相当する額の入札保証金を納付し、又は市長の認める担保を提供しなければなりません。ただし、入札保証金の納付を免除された場合はこの限りではありません。

2 前項ただし書の入札保証金の納付を免除する理由が、旭川市を被保険者とする入札保証保険証券の提出である場合の入札保証保険は、定額(定率)のてん補の特約があるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上のものでなければなりません。

3 入札参加者が、入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 銀行の振出し又は支払保証した小切手
- (3) 市長が確実と認める社債
- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、保証又は裏書した手形
- (5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (6) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

4 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供するときは、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して提出しなければなりません。

5 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出しなければなりません。

6 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証であるときは、当該保証に係る保証書を提出しなければなりません。

7 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えに返還します。

8 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、旭川市に帰属します。

9 落札者であつて入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該契約金額の100分の3に相当する額の違約金を旭川市に納付しなければなりません。

(入札辞退の自由)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでの間、いつでも入札を辞退することができます。ただし、初度の入札を辞退した者は、再度の入札に参加することはできません。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を市長（契約担当部局）に提出してください。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を直接入札執行者に提出してください。
- 2 前項各号により入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

（公正な入札の確保）

- 第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（入札の取りやめ等）

- 第5条 入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

（代理人）

- 第6条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する委任状を入札執行者に提出しなければなりません。この場合の入札書は、委任者と代理人の氏名（法人の場合は法人名及び代表者職氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。
- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
 - 3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札）

- 第7条 入札参加者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名、業務名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

（入札書の書換え等の禁止）

- 第8条 入札参加者は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

- 第9条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 定められた入札保証金を納付しなかった者又は入札保証金に代わる担保を提供しなかった者の行った入札
- (5) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の行った入札
- (6) 同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ねた者の行った入札
- (7) 同一事項の入札について代理人が2人以上の代理をして行った入札
- (8) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は委任状の提出のない代理人の行った入札
- (9) 入札に関し不正の行為をした者の行った入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第10条 開札は、通知した場所において入札終了後直ちに入札参加者の面前で行います。

(再度入札)

第11条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに第1回の入札参加者により再度の入札を実施しますが、再度の入札の執行回数は原則として1回とします。また、再度の入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(落札者の決定の特例)

第13条 工事又は製造その他の請負に係るものについて、開札の結果次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としません。

- (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
- (2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に基づき最低の価格で入札した者を落札者としません場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(落札者の取消し)

第14条 落札者が次の各号の一に該当するときは、落札を取り消すものとします。

- (1) 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期間内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し不隠不正があったと認められるとき。
- (3) 法令及び規則に違反する事項が生じたとき。

(契約の締結)

第15条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、別に定めた契約書に記名押印の上、落札決定の日から7日以内に関係書類と共に市長（契約担当部局）に提出してください。

(契約保証金)

第16条 契約を締結しようとする者は、契約金額（長期継続契約にあつては、当該契約金額を1年間当たりの額に換算した額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保を提供しなければなりません。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではありません。

2 落札者が契約保証金の納付に代えて提供することができる担保については、第2条第3項の規定を準用します。

3 第2条第6項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合について準用します。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債券を提供するときは、第2条第5項の規定を準用します。

5 落札者は、第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が保険会社との間に旭川市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるときには、市長が指示するときまでに当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければなりません。

6 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、旭川市に帰属します。

(入札保証金の充当)

第17条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部若しくは全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(入札結果等の公表)

第18条 当該入札に係る入札結果等については、旭川市委託及び賃貸借契約に係る入札結果等の公表要綱に基づき、旭川市ホームページにて公表します。

(異議の申立て)

第19条 入札をした者は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。